

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの

フォローアップ会議運営要領（案）

平成27年9月24日
改訂 令和2年10月20日
フォローアップ会議申合せ

（フォローアップ会議の運営）

第1条 スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（以下「フォローアップ会議」という。）の議事の手続その他フォローアップ会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（フォローアップ会議の招集）

第2条 フォローアップ会議は座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、情報通信機器を利用して会議を開催することができる。

3 2 座長は、フォローアップ会議を招集すべき日時が決まり次第、座長が適当と認める方法により、遅滞なく公表する。

（議長）

第3条 座長は、フォローアップ会議の議長となり、議事を整理する。

2 座長に事故があるときは、あらかじめその指名するメンバーが、座長代理として議事を整理する。

（意見の聴取）

第4条 座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（フォローアップ会議の公開）

第5条 フォローアップ会議は公開とする。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、座長が定める。

（議事録の作成及び公表）

第6条 フォローアップ会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。

（フォローアップ会議の資料の公表）

第7条 フォローアップ会議の資料は、公表するものとする。

（雑則）

第8条 この運営要領に定めるもののほか、フォローアップ会議に関し必要な事項は、座長が定める。